

平成23年度における契約状況のフォローアップ

平成24年8月
独立行政法人森林総合研究所

1. 平成20年度と平成23年度に締結した契約の状況

(単位：件、億円)

	平成20年度		平成23年度		比較増△減		見直し計画	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(65.5%) 482 [271]	(91.2%) 162.66 [143.95]	(76.6%) 317 [55]	(86.2%) 51.78 [29.27]	(△34.2%) △165	(△68.2%) △110.88	(68.9%) 507	(92.8%) 165.39
企画競争・公募	(1.9%) 14 [2]	(0.7%) 1.24 [0.23]	(3.1%) 13 [6]	(6.0%) 3.63 [2.57]	(△7.1%) △1	(191.9%) 2.38	(1.6%) 12	(0.4%) 0.63
競争性のある契約 (小計)	(67.4%) 496 [273]	(91.9%) 163.90 [144.18]	(79.7%) 330 [61]	(92.2%) 55.40 [31.85]	(△33.5%) △166	(△66.2%) △108.50	(70.5%) 519	(93.1%) 166.02
競争性のない 随意契約	(32.6%) 240 [50]	(8.1%) 14.37 [1.68]	(20.3%) 84 [33]	(7.8%) 4.70 [1.67]	(△65.0%) △156	(△67.3%) △9.67	(29.5%) 217	(6.9%) 12.25
合計	(100%) 736 [323]	(100%) 178.27 [145.86]	(100%) 414 [94]	(100%) 60.10 [33.52]	(△43.8%) △322	(△66.3%) △118.17	(100%) 736	(100%) 178.27

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増△減の()書きは、平成23年度の対20年度伸率である。

(注3) 見直し計画の計数等は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて(平成21年11月17日閣議決定)」に基づき公表した見直し計画に、公表時除外していた国等の委託研究の公募に係る再委託分を「競争性のない随意契約」に追加したものである。

(注4) []書きは、森林農地整備センター契約実績の内数である。

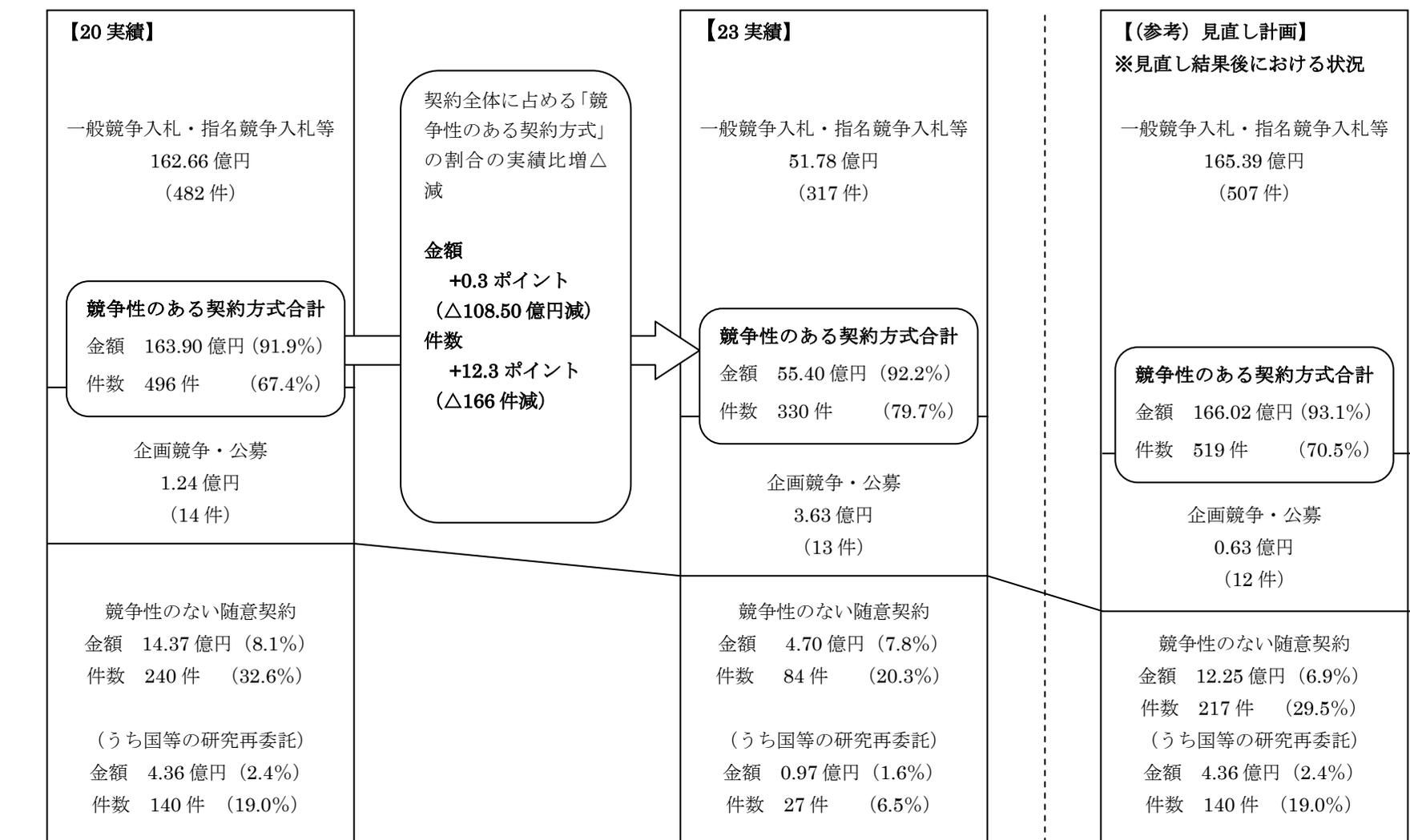
(注5) 「競争入札等」には、不落・不調の随意契約を含む。

(注6) なお、平成22年5月の「随意契約等見直し計画」において、政府全体の研究開発法人の在り方に関する検討を踏まえて見直しすることとした公募型委託研究の取扱いのうち農林水産技術会議事務局委託分については、平成22年度新規採択より、中核研究機関と共同研究機関で構成される「研究グループ」との直接契約を行うこととし研究再委託を行わないこととした。

上記の表の競争性のない随意契約には、国等の委託研究の公募に際し、共同研究グループの代表として中核研究機関が応募し、外部専門家等の審査の上に採択された後は、当該研究グループに所属する機関に対し中核研究機関が再委託したものを含んでおり、これらは実質的に競争性・透明性が確保されているものである。

平成20年度	140件	4.36億円
平成23年度	27件	0.97億円

(参考) 図表 平成20年度と平成23年度に締結した契約の状況



(注 1) 「一般競争入札・指名競争入札等」には、不落・不調の随意契約を含む。

(注 2) 参考とした見直し計画について、見直しは平成 21 年 11 月以降に実施。

2. 見直し計画に掲げた競争性のない随意契約の割合に到達しなかった主な理由

平成23年度においては、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故に係る研究開発に対応するための緊急随契の案件（津波被害の発生した海岸林調査、スギ雄花に含まれる放射性セシウム調査等6件、53,346千円）が生じたため。また、森林農地整備センター本部及び関東整備局の移転等に係る原状回復等の契約として、賃貸借契約上相手方が特定されているために随意契約を締結せざるをえない案件があったため（4件、127,011千円）。

3. 平成23年度において、随意契約から一般競争入札等、企画競争、公募に移行した主な契約

- ① 一般競争入札へ移行
該当なし
- ② 指名競争入札へ移行
該当なし
- ③ 企画競争へ移行
該当なし
- ④ 公募へ移行
該当なし

4. 一者応札・応募の改善状況

(単位：件、億円)

		平成 20 年度	平成 23 年度	比較増△減
2 者以上	件数	290 (60.7%)	181 (56.6%)	△109 (△37.6%)
	金額	126.23 (81.3%)	44.96 (82.7%)	△81.27 (△64.4%)
1 者以下	件数	188 (39.3%)	139 (43.4%)	△49 (△26.1%)
	金額	29.07 (18.7%)	9.40 (17.3%)	△19.66 (△67.6%)
合 計	件数	478 (100%)	320 (100%)	△158 (△33.1%)
	金額	155.29 (100%)	54.36 (100%)	△100.93 (△65.0%)

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 合計欄は、競争契約（一般競争、指名競争、企画競争、公募）を行った係数である。

(注 3) 不落・不調の随意契約については本表に含んでいないため、1 の表の「競争入札等」の件数と一致しない。

(注 4) 比較増△減の（ ）書きは、平成 23 年度の対 20 年度伸率である。

5. 一者応札、一者応募に係る改善方策 (URL <http://www.ffpri.affrc.go.jp/choutatsu/documents/issshaousatsu.pdf>)

6. 法人と一定の関係を有する法人との契約状況

平成23年7月1日以降に公示・公募等を行った案件のうち、当法人の関係法人等が契約の相手方となった案件はなかった。

(注1) 「独立行政法人の行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日内閣官房行政改革推進室長)により、平成23年7月1日以降に公示・公募等がされた案件のうち、独立行政法人と一定の関係を有する法人が契約の相手方となる案件については、当該法人との間の取引等の状況等を公表することとされている。

(注2) 関係法人等とは、以下の類型に該当する法人をいう。

(1) 関係法人：次の①及び②のいずれにも該当する法人

①当法人の役員経験者が再就職している、又は課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。

②総売上高又は事業収入に占める当法人との間の取引割合が3分の1以上である。

(2) 特定関連会社：「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」第107に規定する会社（当法人が議決権の過半数を所有等）

(3) 関連会社：「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」第118に規定する会社（当法人が議決権の100分の20以上を所有等）

(4) 関連公益法人等：「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」第129に規定する公益法人等（理事のうち当法人OBが占める割合が3分の1以上等）